

「地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業」

参加M & A 支援機関募集要項

令和8年5月

目次

第1	事業目的	3
第2	定義	3
第3	募集の目的	3
第4	本事業について	4
第5	応募資格	5
第6	募集期間	6
第7	質問受付期間	6
第8	応募書類の提出先	7
第9	応募書類	7
第10	決定方法	7
第11	事業実施期間	8
第12	参加M&A支援機関決定の取消し	9
第13	今後のスケジュール（予定）	9
別紙1		10
別紙2		11
別紙3		13
別紙4		17

第1 事業目的

本事業は、一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会（以下「協会」という）が、東京都（以下「都」という）の補助金を活用し、地域金融機関が行う、事業承継に係る啓発から、融資に必要な計画の策定、親族内承継・第三者承継の支援を後押しすることで、地域経済において大きな役割を果たす中小企業が保有する技術や人材の次世代への引継ぎを促進することを目的とする事業です。

第2 定義

用語	定義
本事業	地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業
協会	一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会
地域金融機関	都内において営業活動を行う銀行、信用金庫及び信用組合
M&A支援機関	都内において営業活動を行うM&A支援機関
参加金融機関	協会から本事業への参加を認められた地域金融機関
参加M&A支援機関	協会から本事業への参加を認められたM&A支援機関
専門家	事業承継支援に精通した弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士及び経営コンサルタント
コーディネーター	第三者承継に係る事業承継支援に精通した弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士及び経営コンサルタント
M&A支援奨励金	本事業のコーディネーターによる第三者承継の支援を受けた支援対象者が参加M&A支援機関に譲渡案件として登録した場合に交付する奨励金
M&A支援補助金	本事業のコーディネーターによる第三者承継の支援を受けた支援対象者が参加M&A支援機関の支援を通じ、M&Aが成約した場合に発生する手数料に対する補助金
応募者	本募集要項に応じて、第9に記載の応募書類を提出した者
支援対象者	本事業において第4の「3 支援対象者の要件」を満たす者
事業年度	本事業における事業年度（4月1日から3月31日までの一年間）
事務局	協会からの委託により、本事業の業務を統括する事務局

第3 募集の目的

今回の募集は、「参加M&A支援機関」を選定し、以下に記載したスキームで、「第三者承継支援」を本事業における支援メニューの1つとして加えることを目的としています。

(参考)

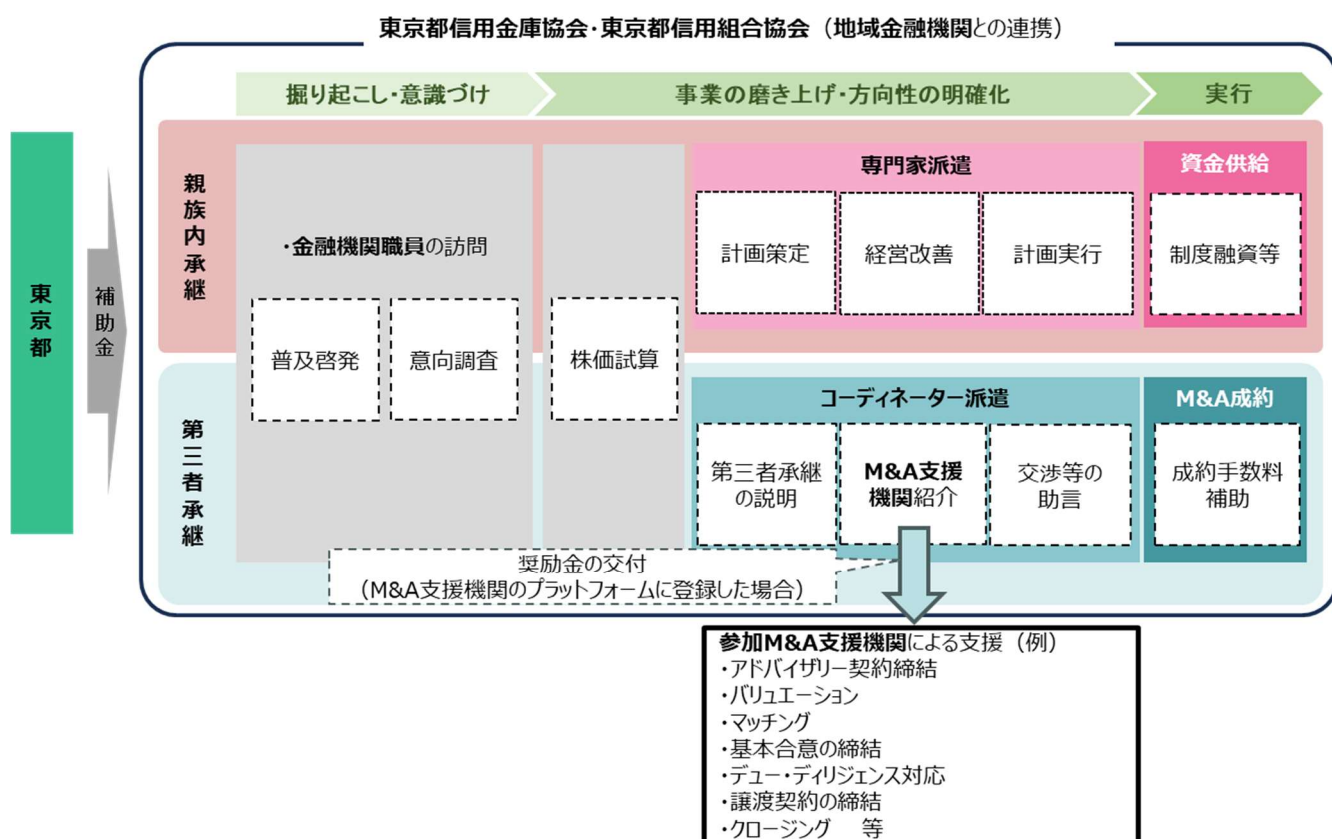
1 本事業における支援対象者

東京都内に本店若しくは主たる事業所を置く、参加金融機関の取引先事業者
※詳細な支援対象者の要件は、「第4 3 支援対象者の要件」を参照

2 協会による支援対象者に対する主な支援内容

参加金融機関の取引先に対する事業承継の支援として、協会は、専門家、コーディネーターの派遣を行うほか、M&A支援奨励金、M&A支援補助金の交付を行います。
なお、協会は、これらの支援にかかる事務を事務局に委託しています。

【スキーム図】



第4 本事業について

1 本事業の第三者承継支援における「M&A支援機関紹介」について

本事業において、支援対象者が第三者承継支援を希望した場合、本事業のコーディネーターが第三者承継の説明を行い、参加M&A支援機関を支援対象者に紹介します。紹介された参加M&A支援機関のうちどの機関を選択するか、契約締結をするかは、支援対象者の判断によります。

2 本事業におけるM&A支援機関の位置づけ

「1 本事業の第三者承継支援における「M&A支援機関紹介」について」のとおり、支援対象者からM&A支援機関として選択された場合、参加M&A支援機関が自らの事業として実施する支援等を行うことで、本事業と連携し効果的な事業承継支援を推進してください。

(参考) 参加M&A支援機関が自らの事業として実施する支援等

(1) 支援対象者へのM&Aによる第三者承継支援

M&Aによる事業等の譲り渡しに向けた支援対象者への支援等

(例 アドバイザリー契約の締結、バリュエーション、マッチング、基本合意の締結、デュー・ディリジェンス対応、譲渡契約の締結、クロージング 等)

(2) 効果的な事業承継支援につなぐための普及啓発への協力

参加M&A支援機関であることの公表等

(参加M&A支援機関は、自らが参加M&A支援機関として選定された事実を公表し、自らのPRに用いることができます。)

3 支援対象者の要件

本事業の支援対象者は、次に掲げる事項のいずれも満たす者との要件が設けられています。この要件を満たさない事業者に対し、本事業において参加M&A支援機関を紹介することはありません。

- (1) 参加金融機関とともに事業承継を進める意思がある事業者であること。
- (2) 東京都内に本店若しくは主たる事業所を置き、東京都内で事業を行う企業であること。
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者に該当すること。
- (4) 大企業が実質的に経営を支配していないこと。
- (5) 以下の事業に該当しないこと。
 - ア 公序良俗に問題のある事業
 - イ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）
 - ウ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される事業
- (6) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- (7) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。（ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。）
- (8) 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- (9) 事業の形態は、個人または法人での登録であること。

第5 応募資格

今回の募集への応募資格は、次の条件をいずれも満たす事業者であることとします。

- (1) 中小企業庁の定めるM&A支援機関として「登録機関データベース」に登録があること。
- (2) (1)のうち、本登録に関する希望申し出時点で下記の事項をすべて満たす者
 - ア 「事業形態」において「法人」と登録がある者
 - イ 「FA・仲介業務の別」において「仲介・FA業務両方」の登録がある者
 - ウ 「支援業務提供都道府県」において「東京」を含む者
 - エ 「M&A専従者の従業員数」において10名以上の登録がある者
 - オ 「M&A支援機関の種類」において「M&Aプラットフォーム」に登録のある者
ただし、「M&A支援機関の種類」において「M&Aプラットフォーム」に登録が無い者であっても、M&Aプラットフォームが提供するプラットフォームと同水準のプラットフォームサービスを提供する事業者は、この「オ」の条件を満たすものとして取り扱う。
 - カ 本事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること。
- (3) 宗教教育その他いかなる宗教活動も行っていないこと。

- (4) 以下の事業を行っていないこと。
- ア 違法若しくは適法性に疑義のある事業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される事業又は公序良俗に問題のある事業
 - イ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産者で復権を得ない者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始申立がなされていない者であること。
- (7) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (9) 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- (10) 事業税その他租税の未申告・滞納がないこと。
- (11) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。また、応募締切時において、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (12) 以下の事業者該当しないこと。
- ア 行政処分により業務停止命令の期間中である事業者
 - イ 行政処分により業務改善命令等を受けており、行政庁に対する報告等の対応が全て完了していない事業者
- (13) 社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備され、業務上取り扱うすべての情報に関して、紛失、改ざん、破壊、漏洩などが行われないう十分な情報セキュリティ対策が継続して管理されていること。
- (14) 業務上使用する機器は、セキュリティパッチの適用が行われ、脆弱性への対応が適切に行われているほか、外部からの不正アクセスや攻撃、情報漏洩に関して十分な安全対策が講じられていること。
- (15) 応募締切時において、東京都から指名停止等の措置を受けていないこと。

第6 募集期間

令和8年5月22日（金） から 同年6月5日（金） 午後5時まで（必着）

第7 質問受付期間

令和8年5月22日（金） から 同年5月28日（木） 午後5時まで

- ・質問を文章にて、E-mailにより送付してください（様式自由）。

送付先 shoukei-tokyo@pasona.co.jp

- ・口頭による質問は受け付けません。
- ・メールの件名を「（参加M&A支援機関）質問」としてください。
- ・メール本文中に、回答の送付先（質問者の法人名・担当部署・担当者職氏名・E-mailアドレス）を記載してください（記載がない場合、回答を送付しない場合があります。）。
- ・回答は、E-mailにより令和8年6月2日（火）午後5時までに送付します。

第8 応募書類の提出先

第6の募集期間内に、次の提出先まで郵送又は持参してください（持参の場合は要事前連絡）。

提出先 地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業 事務局
 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル
 電話 03-6225-2040（平日午前9時～午後5時）

第9 応募書類

応募に際し、事務局に提出する書類等は、次のとおりとします。

応募書類	必要部数	備考
参加申込書	1部	様式は「別紙1」を用いること。
企画提案書	7部	「別紙2」に従い、様式は「別紙3」を用いること。 ※必要に応じ、様式の枠を拡大・縮小してください。ただし、A4用紙 <u>10枚以内</u> におさめてください。
誓約書	1部	様式は「別紙4」を用いること。
履歴事項全部証明書	1部	直近3か月以内に取得したもの
都発行の法人事業税及び法人住民税の納税証明書	1部	最新のもの
会社案内・パンフレット	7部	※両面印刷可
確定申告書（写）	各7部	税務署に提出した直近2期分の法人税確定申告書すべて（決算報告書を含む。） ※設立から2期に満たない場合は、設立期以降すべての確定申告書の提出をお願いします。 ※両面印刷可
その他協会が必要と認めた書類	—	別途指示があった場合に提出

第10 決定方法

1 要件確認

応募者が第5に掲げる応募資格の要件を満たしているかについて、書面上の確認を行います。この時点で応募資格の要件を満たさないことが明らかな場合、以降の審査は実施しません。

応募資格の要件を満たしている事業者のうち、直近1年間の支援実績等が多い5者程度に審査会の審査を受けていただきます。

2 審査会

(1) 実施時期（予定）

令和8年6月10日から同年6月12日の期間内のいずれかの日

(2) 選定方法

応募書類に基づき厳正な審査を行い、本事業の運営を適切に実施する能力を有すると認められる事業者を、参加M&A支援機関候補者として選定します。

なお、応募者は審査会に出席いただく必要はありません。

3 登録説明会

審査会により選定された参加M&A支援機関候補者に対して、事務局から「参加M&A支援機関候補者選定通知」をお送りしますので、当該通知を受け取った参加M&A支援機関候補者は、令和8年6月16日（火）もしくは6月17日（水）に実施される「登録説明会」へご参加ください。「登録説明会」の内容をふまえて参加M&A支援機関の登録を希望される場合、事務局宛に「登録申請書」をご提出ください。

4 参加M&A支援機関の決定

協会は参加M&A支援機関候補者から提出のあった「登録申請書」を都に提出し、都の承認を受けた者を参加M&A支援機関として決定します。

5 参加M&A支援機関登録

「登録申請書」に対する協会による「参加M&A支援機関登録決定通知」の交付をもって、参加M&A支援機関の登録完了となります。

6 注意事項

- (1) 事務局から追加資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行ってください。
- (2) 審査結果に関する問い合わせ（不採択の理由等）には一切応じません。
- (3) 審査結果については、いずれも書面で通知します。
- (4) 協会は、必要に応じて外部専門家及びその他必要な者を審査員に加えることができるものとします。
- (5) 協会は、自らの裁量において予告なく本募集要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとします。また、協会は、本募集要項に定めるスケジュールや手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとします。

第11 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和7年4月1日を起算日として、起算日から5年以内とします。今回の募集において参加M&A支援機関として決定した場合、「第12 参加M&A支援機関決定の取消し」に基づく決定取消しがなされない限り、決定の効力は本事業の実施期間終了日まで存続するものとします。

第12 参加M&A支援機関決定の取消し

1 協会は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、参加M&A支援機関の決定を取り消すことができます。また、このことにより参加M&A支援機関に損失が発生した場合であっても、協会は一切の負担を負わないものといたします。

- (1) 参加M&A支援機関が第5の応募資格の要件を満たさないことが認められた場合
- (2) 偽りの申請により決定を受けていた場合
- (3) その他、この要項に定める事項に違反する事実が判明した場合

2 参加M&A支援機関は、第11に定める事業実施期間中に、他事業者との合併や吸収を行う場合や、事業の継続が困難な状況に陥るなど、参加M&A支援機関の登録継続に支障をきたすような事象が見込まれる場合は、速やかに事務局へと協議してください。

第13 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| ・ 質問受付の締切り | 令和8年5月28日（木）午後5時 |
| ・ 応募書類の締切り | 令和8年6月5日（金）午後5時（必着） |
| ・ 審査会の実施 | 令和8年6月10日（水）～同年6月12日（金）の期間内
いずれかの日 |
| ・ 登録説明会の実施 | 令和8年6月16日（火）もしくは6月17日（水） |
| ・ 「登録申請書」提出の締切 | 令和8年6月19日（金） |
| ・ 参加M&A支援機関の決定 | 令和8年6月22日（月） |

参加申込書

当社は、「地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業」に係る参加M&A支援機関の募集への参加を申し込みます。

法人名		
プラットフォーム名		
所在地		
代表者（職・氏名）		
担当部署		
担当者（職・氏名）		
連絡先	Tel	
	E-mail	
URL		

『「地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業」参加M&A支援機関募集要項』第5に記載の応募資格の要件をいずれも満たすことを表明し、保証いたします。

はい / いいえ

企画提案書の記載事項

1 企画提案書を記載するうえでの前提

次の前提に基づき説明を行ってください。

- (1) 地域金融機関の取引先事業者の第三者承継を支援することで、地域経済において大きな役割を果たす中小企業が保有する技術や人材の次世代への引継ぎを促進することを目的とすること。
- (2) 東京都の補助金を活用した第三者承継支援に係る参加M&A支援機関として、「M&Aによる事業承継の普及」及び「丁寧な支援」といった観点から、業務フロー及び運営方針を整備・運用すること。

2 企画提案書（別紙3）への記載内容

第1 本事業に係る姿勢等
1 組織概要
(1) 事業目的
(2) 業歴・履歴
(3) 過去2期の決算状況と今期の見込み
(4) 組織体制
(5) 経営者及び役員の実歴
2 本事業の取組に対する姿勢
(1) 本事業に係る基本姿勢
ア M&Aによる事業承継支援を行うにあたっての基本方針、目的、理念 (M&Aによる事業承継を支援することについて、地域経済において大きな役割を果たす中小企業が保有する技術や人材の次世代への引継ぎを促進することに対する考え方など)
イ 効果的な事業承継支援につなぐための普及啓発への協力内容 (自らのPRの中で本事業のPRに協力ができる場合の具体的協力内容などの説明)
ウ M&Aに係る事業を運営するための法令等遵守状況 (中小企業庁「中小M&Aガイドライン」の遵守についての説明等)
エ M&Aに係るプラットフォームの運営に対するノウハウ、専門知識、その他アピールできる能力
(2) M&Aによる事業承継支援に関する実績
ア 事業開始年月日
イ 申請日現在の譲渡希望者及び譲受希望者の登録件数
ウ 過去2年間の成約実績 (件数)
エ 申請日現在の都内地域金融機関との連携件数および連携先金融機関名
第2 参加M&A支援機関の事業
1 支援の内容
(1) 譲渡案件について、プラットフォーム掲載前後の支援方法
(2) 支援対象者を幅広くPRする独自の取組
(3) 成約手数料等の手数料体系
第3 業務フロー及び運営方針
1 本事業に取組むうえでの業務フロー及び運営方針についての説明
(1) 譲渡希望事業者のプラットフォーム掲載時の審査方法 (支援対象者のM&Aに関する実現可能性や公序良俗性の確認)
(2) トラブル発生時の対応

(M&Aによる事業承継支援における詐欺的行為など、トラブル発生時の対応など)
--

(3) 譲受事業者の確認

(譲受事業者について、暴力団等の反社会的勢力を排除する方法など)

3 注意事項

- (1) 企画提案書の記載に当たっては、上記項目を全て盛り込んでください。
- (2) 企画提案書の作成等、提案参加に必要な経費は、応募者の負担としてください。
- (3) 応募書類は、いずれも返却しません。不要となった書類の廃棄については、事務局が責任をも
って行います。
- (4) 必要と認める場合には、追加資料を徴求することがあります。
- (5) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (6) 企画提案書の様式は「別紙3 企画提案書」を使用してください。必要に応じ、様式の枠を拡大・縮小してください。ただし、A4用紙10枚以内におさめてください。
- (7) 企画提案書の各ページの下部には、ページ番号を1、2、3、…と付してください。
- (8) 事務局が必要資料を別途明確に要求した場合を除き、応募書類提出後の追加資料提出は一切認めないので注意してください。

企画提案書

第1 本事業に係る姿勢等

1 組織概要

(1) 事業目的

(記述欄)

(2) 業歴・履歴

(記述欄)

(3) 過去2期の決算状況と今期の見込み

	〇〇年〇月期	〇〇年〇月期	〇〇年〇月期 (見込み)
売上高			
売上総利益			
営業利益			
経常利益			
当期純利益			
総資産			
借入金			
純資産			
説明			

(注) 設立から2期に満たない場合は、設立期以降すべての決算状況を記入してください。

(4) 組織体制

(記述欄)

(5) 経営者及び役員の実歴

役職名	氏名	略歴

2 本事業の取組に対する姿勢

(1) 本事業に係る基本姿勢

ア M&Aによる事業承継支援を行うにあたっての基本方針、目的、理念
(M&Aによる事業承継を支援することについて、地域経済において大きな役割を果たす
中小企業が保有する技術や人材の次世代への引継ぎを促進することに対する考え方などの
説明)

(記述欄)

イ 効果的な事業承継支援につなぐための普及啓発への協力内容
 (自らのPRの中で本事業のPRに協力ができる場合の具体的協力内容などの説明)

(記述欄)

ウ M&Aに係る事業を運営するための法令等遵守状況
 (中小企業庁「中小M&Aガイドライン」の遵守についての説明等)

(記述欄)

エ M&Aに係るプラットフォームの運営に対するノウハウ、専門知識、その他アピールで
 できる能力

(記述欄)

(2) M&Aによる事業承継支援に関する実績

ア 事業開始年月日

年 月 日

イ 申請日現在の譲渡希望者及び譲受希望者の登録件数

譲渡希望者 件

譲受希望者 件

ウ 過去2年間の成約実績 (件数)

	R6/4～R7/3	R7/4～R8/3	合計
件数 (件)			

エ 申請日現在の都内地域金融機関との連携件数

地方銀行 件 (金融機関名:)

信用金庫 件 (金融機関名:)

信用組合 件 (金融機関名:)

第2 参加M&A支援機関の事業

1 支援の内容

(1) 譲渡案件について、プラットフォーム掲載前後の支援方法

(記述欄)

(2) 支援対象者を幅広くPRする独自の取組

(記述欄)

(3) 成約手数料等の手数料の体系

(記述欄)

第3 業務フロー及び運営方針

1 本事業に取り組むうえでの業務フロー及び運営方針についての説明

(1) 譲渡希望事業者のプラットフォーム掲載時の審査方法

(支援対象者のM&Aに関する実現可能性や公序良俗性の確認)

(記述欄) 【フローチャートを添付可】

(2) トラブル発生時の対応

(M&Aによる事業承継支援における詐欺的行為など、トラブル発生時の対応など)

(記述欄) 【フローチャートを添付可】

(3) 譲受事業者の確認

(譲受事業者について、暴力団等の反社会的勢力を排除する方法など)

(記述欄) 【フローチャートを添付可】

誓 約 書

一般社団法人東京都信用金庫協会
 一般社団法人東京都信用組合協会 御中

地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業（以下「本事業」といいます）への参加申込に当たり、当該申込により参加M&A支援機関候補者になろうとする者（代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

あわせて、本事業を運営する一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

所在地

法人名

代表者職氏名

印

- * 法人の実印を押印してください。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、例えば以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者 等
- * 本書の提出は、本事業の事務局業務の受託事業者である株式会社パソナ宛にお願いいたします。